

県税の改正のお知らせ

地方法人課税の改正について

地方法人課税について次のとおり改正が行われ、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用することとされました。

1 法人県民税法人税割の税率の引き下げ

法人県民税法人税割の税率が次のとおり引き下げられました。

	改正前	改正後
税率 (※)	4. 0%	1. 8%

※資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等については**1. 0%** (改正前3. 2%)

2 法人事業税の税率の改正 (特別法人事業税 (国税) の創設・地方法人特別税 (国税) の廃止)

現行の地方法人特別税が廃止となり、新たに特別法人事業税が創設されることに伴い、法人事業税等の税率が次のとおり改正されます。

		改正前		改正後	
		法人 事業税	地方法人 特別税	法人 事業税	特別法人 事業税
電気供給業・ ガス供給業・ 保険業を営む法人	収入割	0. 9%	43. 2%	1. 0%	30. 0%
資本金又は出資金が 1億円超の法人 ※外形標準課税法人	所得割	所得のうち年400万円以下	414. 2%	0. 4%	260. 0%
		所得のうち年400万円超800万円以下		0. 7%	
		所得のうち年800万円超		1. 0%	
		軽減税率不適用法人の所得 ※		1. 0%	
	付加価値割	1. 2%	-	変更なし	
	資本割	0. 5%	-		
特別法人 ※医療法人、信用 組合、各種組合等	所得割	所得のうち年400万円以下	43. 2%	3. 5%	34. 5%
		所得のうち年400万円超		4. 9%	
		軽減税率不適用法人の所得 ※		4. 9%	
上記以外の法人	所得割	所得のうち年400万円以下		43. 2%	3. 5%
		所得のうち年400万円超800万円以下	5. 3%		
		所得のうち年800万円超	7. 0%		
		軽減税率不適用法人の所得 ※	7. 0%		

※ 軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人

3 税率改正後初年度の予定申告について

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が講じられています。

県民税法人税割・法人事業税・特別法人事業税それぞれについて、次のとおり計算します。

経過措置（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度について）



※前事業年度が1年に満たない場合は、前事業年度の月数によって計算します。

車体課税の改正について

令和元年10月1日から、自動車関係税が大きく変わります。

1 自動車税種別割の税率引き下げ

自動車の排気量等に応じて毎年課税される自動車税は「自動車税種別割」に名称が変更されます。また、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車の税率が引き下げられます。

- ・令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車の自動車税種別割の税率表

排気量	自家用の乗用車			自家用のキャンピング車		
	税率（年額：円）		引き下げ額 （円）	税率（年額：円）		引き下げ額 （円）
	現行	改正後		現行	改正後	
1,000cc以下	29,500	25,000	4,500	23,600	20,000	3,600
1,000cc超1,500cc以下	34,500	30,500	4,000	27,600	24,400	3,200
1,500cc超2,000cc以下	39,500	36,000	3,500	31,600	28,800	2,800
2,000cc超2,500cc以下	45,000	43,500	1,500	36,000	34,800	1,200
2,500cc超3,000cc以下	51,000	50,000	1,000	40,800	40,000	800
3,000cc超3,500cc以下	58,000	57,000	1,000	46,400	45,600	800
3,500cc超4,000cc以下	66,500	65,500	1,000	53,200	52,400	800
4,000cc超4,500cc以下	76,500	75,500	1,000	61,200	60,400	800
4,500cc超6,000cc以下	88,000	87,000	1,000	70,400	69,600	800
6,000cc超	111,000	110,000	1,000	88,800	88,000	800
電気自動車	29,500	25,000	4,500	23,600	20,000	3,600

※令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車等に対しては、現行の税率が引き続き適用されます。

2 自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割の創設

自動車取得税が廃止され、「自動車税環境性能割」が創設されます。

<自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割>

- ・自動車又は軽自動車を取得したときに課税（新車・中古車を問わず対象）
- ・課税標準：自動車又は軽自動車の取得価額
- ・免税点：50万円
- ・税率：燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%

※環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車（登録車・軽自動車）を取得する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

3 グリーン化特例の見直し

現在、自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス及び燃費性能に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する制度が実施されています。今回、このグリーン化特例が延長されました。

なお、令和3年度及び令和4年度に取得する自家用の乗用車（登録車・軽自動車）については、グリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

4 身体障害者等に係る自動車税種別割の減免上限の見直し

自家用乗用車（登録車）の税率引き下げにあわせて、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車に対する身体障害者等に係る自動車税種別割の減免上限額を43,500円（総排気量2,000cc超2,500cc以下の標準税率）に見直します。

※令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車に対する減免上限額は、現行の45,400円が引き続き適用されます。

今回の改正について、詳しくは、県税ホームページをご覧ください。

（県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）